

令和3年度漫湖公園廃棄物集積ヤード清掃委託業務（その2）仕様書

履行期限：着手の日から令和4年3月31日まで

- 第1条** 本書仕様書は、都市みらい部公園管理課が発注する「令和3年度漫湖公園廃棄物集積ヤード清掃委託業務（その2）」に適用する。
- 第2条** 本業務は漫湖公園内に集積された産業廃棄物等（廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、自転車、家電など）収集・運搬及び処分を行うものである。
- 第3条** 受託者は、本業務の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）、その他の関係法令を遵守すること。また、受託者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しの提出及び保管義務等については、廃棄物処理法及び環境省令等の定めに従い適切に対応すること。
- 第4条** 本業務は産業廃棄物回収・運搬・処分費、マニフェスト手数料、その他諸経費を含むものとする。
- 第5条** 受託者は、那覇市環境方針に基づく環境配慮協力確認書、産業廃棄物収集運搬業許可書（写し）、産業廃棄物処分業許可書（写し）を提出すること。
- 第6条** 受託者は、毎月の業務報告書及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成し、実施した月の報告をその翌月の7日以内に監督員に提出し、作業状態の検査を受けなければならない。また、業務報告書の電子データを作成して提出すること。
- 第7条** 受託者は、契約締結後、速やかに産業廃棄物処理業務の経験を有する業務責任者を定め、業務責任者届を提出すること。また、受託者は、緊急時連絡体制表を作成し、契約した日から7日以内に発注者へ提出すること。
- 第8条** 都市みらい部公園管理課が発注する「令和3年度都市公園維持管理業務委託」の受託業者と連絡・連携を十分にはかり、本業務を滞りなく遂行すること。
- 第9条** 当該漫湖公園等に不法投棄があった場合は、監督員に速やかに報告すること。
- 第10条** 当該漫湖公園以外で、市職員から早急に回収しなければならない

産業廃棄物等（廃プラ、木くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず、自転車、家電など）の要望があった場合は速やかに応じること。

第 11 条 受託者は、本業務の安全管理に留意し、事故等が発生した時は速やかに監督員に報告すること。

第 12 条 台風等の自然災害、事件・事故等が発生した場合、業務の履行については都市みらい部公園管理課、受託者協議の上決定することとする。

第 13 条 暴力団員等の排除

(1) この業務に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員、又は暴力団関係者に該当すると判明したときに那覇市は、この契約を解除することができる。

(2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

第 14 条 この仕様書に定めていない事項について定める必要が生じた時、又は、この仕様書について疑義が生じた時は、発注者、受託者協議の上で定めるものとする。